**令和３年度第２回大阪府環境影響評価審査会　会議録**

開　催　日　　令和３年８月18日（水曜日）

出席委員：赤尾委員、内田委員、勝見委員（会長）、小谷委員、嶋寺委員、高田委員、

　　　　　髙橋委員（会長代理）、西野委員、藤長委員、道岡委員、若本委員

（午後１時15分　開会）

【事務局（金城課長補佐）】

定刻になりましたので、ただ今から令和３年度第２回大阪府環境影響評価審査会を開催いたします。

会長に進行をお渡しするまでの間進行を務めさせていただきます、大阪府環境管理室環境保全課の金城でございます。

本日はお忙しい中ご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

　新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえまして、今回もオンラインでの開催とさせていただきました。ご不便をおかけいたしますが、ウェブ会議がスムーズに進みますよう、ご協力よろしくお願いいたします。資料につきましては、事前にメールでお送りいたしましたものをご覧いただくようお願いいたします。マイクとカメラについて、普段はオフにしていただき、ご発言の際には、挙手ボタンでお知らせください。会長から指名を受けられましたら、マイクとカメラをオンにして、ご発言が終わりましたらオフにお戻しください。通信状態が悪いようですが、不都合が生じましたらチャットで事務局までお知らせいただきますようお願いいたします。以上のご協力をよろしくお願いいたします。

　次に、会議の公開についてご説明いたします。この会議は、大阪府の「会議の公開に関する指針」に従い、公開としております。事務局がおります会議室に傍聴席を設けており、現在、４名の方が傍聴に来られております。

　続きまして、出席の状況ですが、本日、ご所用のため、相原委員、内井委員、西村委員、水谷委員がご欠席でございます。15名のうち11名、過半数ご出席いただいておりますので、審査会規則により会議が成立していることをご報告いたします。

　次に、資料の確認をお願いいたします。事前にメールでお送りした資料をご確認ください。まず、議事次第でございます。資料１といたしまして、「株式会社タカハシ カレットセンター水走工場新設事業に係る環境影響評価方法書の検討結果（案）」、資料２が「東大阪市長意見」、資料３が「環境影響評価方法書の手続きの流れ」でございます。参考資料としまして「審査会規則」「審査会運営要綱」「審査会委員名簿」の３点ございます。この他、前回の会議に際してお配りしました冊子、「環境影響評価方法書」とその要約書でございます。

それでは勝見会長、ご審議をよろしくお願いいたします。

【勝見会長】

ありがとうございます。それでは、それでは、議題１の審議に入ります。議題１は「株式会社タカハシ カレットセンター水走(みずはい)工場新設事業に係る環境影響評価方法書の検討結果について」でございます。この件につきましては、５月17日に当審査会に意見照会を受けて以来、委員のみなさまには、事務局を通じて、それぞれご専門の分野ごとにご検討を進めていただいたところです。

このたび、検討結果の案がまとまりましたので、本日は、全体を通しての検討を行い、審査会としての検討結果を取りまとめたいと考えておりますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、事務局から検討結果案の内容につきまして説明をお願いします。

【事務局（小西）】

環境保全課の小西でございます。よろしくお願いします。検討結果案の概要についてご説明いたします。資料１「方法書の検討結果案」をご覧ください。

まず、検討結果案の表紙の次のページをご覧ください。はじめにということで、「この冊子は、令和３年５月17日に大阪府知事から意見照会を受けた「株式会社タカハシ カレットセンター水走工場新設事業に係る環境影響評価方法書」について、大阪府環境影響評価審査会において、その内容を慎重に検討した結果をとりまとめたものである。」としております。

次のページが目次となっておりまして、本検討結果案は大きく分けて３章で構成しております。

　１　環境影響評価方法書の概要として、方法書の要点を抜粋して引用しております。

　２　検討結果として、全般的事項と、本事業で環境影響要因として選定されている環境項目ごとに、先生方にご検討いただいた結果を整理しております。

　３　指摘事項として、ご検討いただいた結果、方法書について特に対応を求めるべき事項を抜き出して、環境の保全の見地からの意見としてとりまとめております。また、最後に、審査会委員名簿をつけております。

それでは、「方法書の概要」の１ページです。まず、事業の概要ですが、事業者の名称は株式会社タカハシ、事業の名称は株式会社タカハシ　カレットセンター水走工場新設事業、条例対象事業としては、一般廃棄物処理施設の設置の事業です。

　１－３、事業の目的は、一般廃棄物として収集されたガラスびんから、キャップやラベルなど、性質の違うものを取り除いてガラスびん原料のカレットの製造を行うものです。

　１－４、事業計画の概要としまして、実施場所は東大阪市水走、用途地域は工業地域、敷地面積は1000平米余り、施設の種類はガラスくずの破砕・選別施設、処理能力は1時間当たり25トンを24時間稼働させて1日当たり600トンとなっています。

　続きまして２ページ、事業計画地の位置の図です。真ん中あたりの丸印が事業計画地です。ダイヤモンド印は、株式会社タカハシの現在稼働中の工場で、今回、ダイヤモンドからまる印のところに移転して24時間稼働とする計画となっています。

　３ページは同じ地図の詳細版で、真ん中あたりの細い四角が事業計画地で、西側に面した道路から出入りし、東側は恩智川の堤防道路で、車両は基本的に走行できません。地図の下の方に縦じまの四角としているのが直近の住居の位置で、事業計画地から250ｍ離れている、15階建てのマンションです。

４ページ目は右が北向きになった敷地内の建屋配置図です。細長い敷地いっぱいに建屋が建てるとなっています。

５ページ、６ページは、建屋計画図で、高さ約26メートルで、屋根の上に送風機を設置する計画となっています。

７ページ目、1-5、廃棄物の処理工程です。原料の投入、振動ふるい機を通って①手選別でガラスびん以外の物を除去し、②解砕機で砕いてキャップを分離、その後中間タンクで保管され、④ラベル除去は、こすり合わせ処理でガラスびんについているラベルや汚れを除去するものです。振動ふるい後、⑤選別機で、異物の除去、色選別が行われ、⑥目視検査、⑦製品タンクでの保管、出荷、という工程となっています。

　1-6は、事業関連車両運行計画です。１日当たりの台数は大型車123台、小型車39台、乗用車５台としています。

走行ルートについては、事業者から一部修正した資料が提出されましたが、それについては後ほどご説明いたします。

　1-7、工事計画について、工事工程は1期から3期に分かれており、1期工事完了までは約2年、1期工事完了後に供用し、2期工事、3期工事では色選別機が増えるのみで解砕機は増えないため、処理能力は増加しないとしています。

　続いて8ページ10行目、２．環境影響評価を実施する地域は、東大阪市としています。

　9ページから16ページについては方法書から引用しております。9ページは環境影響要因及び環境影響評価の項目、10ページと11ページは現況調査の内容、12ページと13ページは現地調査地点、14ページと15ページは予測の内容、16ページは評価の手法です。それぞれ方法書から引用しています。以上が方法書の概要でございます。

　続きまして、本日の本題であります、検討結果については、17ページからです。大体の記載の流れとしましては、全般的事項と個別環境項目に分けて記載しております。構成としては、住民意見、東大阪市長意見をまず記載し、そのあと、「事業計画」「環境影響要因及び環境影響評価の項目」「調査の手法」「予測及び評価の手法」などについて、方法書で記載されている内容が妥当であるか検討した内容を記載しています。指摘事項に直接かかわる部分には、アンダーラインをつけております。

方法書については5月11日から1か月間、縦覧に供し、その後、さらに2週間、事業者あてと知事あてへの住民意見を受け付けました。事業者あて、知事あてのいずれについても意見の提出はございませんでした。また、環境影響評価を実施する地域を管轄する東大阪市長に対しまして、5月11日付けで環境の保全上の意見を照会しまして、資料２のとおり東大阪市長から意見をいただきました。ここで、資料２をご覧ください。東大阪市長からは、３つご意見をいただきました。一つ目のポツは、敷地内や沿道の緑化などの取り組み推進を求めるもので、二つ目のポツは、騒音、振動、低周波音に関するご意見、三つ目のポツは、農業用水路、農業への影響に関するもの、でございました。

それでは、17ページの検討結果に戻ります。16行目の事業計画については、処理能力に対応する需要が見込めるのか、施設の稼働が最大となる時期などについて事業者に確認した内容を記載しております。25行目、建築計画ですが、建屋の外壁は上部をＡＬＣ板とし、下部は鉄筋コンクリートとなっております。鉄筋コンクリートの高さや、送風機の位置などを変えた複数の建築計画を比較しておられ、次の18ページに比較検討のまとめについて、事業者から追加提出いただいた資料を載せております。壁面のコンクリートの高さが一番高く、窓が少なく、送風機の位置が屋根上の中央となっている第１案が、外壁の遮音性能と送風機からの騒音の減衰効果が最も良いとして選定しておられます。

　18ページの４行目ですが、緑化について東大阪市長からご意見があったことから、事業者に確認しましたところ、今後東大阪市と協議を行い検討していくとのことでした。

８行目以降は車両運行計画です。事業関連車両の通行台数は次のページの表２-２のとおりとなっています。表２-３、方面別の走行台数、20ページ、21ページ、22ページの走行ルートの図につきまして、誤りがあったと事業者から修正された資料が提出されたので、それを載せています。これについて画面共有してご説明いたします。20ページの図２-１、事業関連車両の走行ルートの修正後の図でございます。東西の道を東側から走行してきた車両は、この交差点が右折禁止と判明したので、方法書でここを右に曲がるとしていた台数が、1本西側の道路を通る、と修正されたことに伴って表２-３と図がそれぞれ修正されています。結果として、八尾方面からの9台、寝屋川方面からの15台の24台が、1本西側に移ったという修正となっています。

18ページに戻りまして、19行目、方面別走行台数の設定の考え方について事業者に確認したところ、既存施設での方面別走行台数を基礎として、今後の需要見通しを考慮して設定したとのことでした。22行目、事業計画地には車両の駐車場や待機場所を設けないとしているので、車両の運用について事業者に確認したところ、待機がないよう計画的に行うが、待機が必要となった場合は、現在、既存施設周辺で使用している駐車場を待機場所として使用するとのことでした。

23ページ、環境影響要因及び環境影響評価の項目、に移ります。評価項目に選定していない項目を挙げています。５行目、このうち、水質、底質について事業者に確認したことを記載しています。粉塵の飛散防止のための散水は、蒸散する程度で、汚水は発生しない、屋内の清掃には水を使用する予定はない、ということでした。９行目、工事中の濁水はノッチタンクを設置して浮遊物を沈下させて上澄みは下水道に放流、工事用車両のタイヤ洗浄の水も沈殿処理後に下水道に放流としておられ、それぞれ、沈殿物は産廃として適正に処理するとしておられます。

15行目、以上により、水質、底質を評価項目に選定していないことに特に問題はない、とまとめております。17行目、その他の、選定していない項目についても、事業の内容や周辺の土地利用などを考慮すると、特に問題ないとしております。

　続きまして、24ページ、大気質に移ります。11行目、事業計画です。処理工程は、振動ふるい機、選別機など、粉塵が発生しやすい工程があります。15行目、集塵装置について事業者に確認したところ、バグフィルタにより選別機や振動ふるい機から発生する粉塵を除去して、その排気は屋内に行うとのことでした。19行目、解砕機における粉塵の飛散については、設備の構造上、粉塵は飛散しにくいとのことでした。25行目、施設の稼働と建設工事について粉塵を、事業関連車両、工事用車両の走行、建設機械の稼働による浮遊粒子状物質と二酸化窒素を評価項目に選定しており、特に問題ないとしております。

25ページ、14行目、予測地点ですが、工事用車両の走行に伴う予測地点については、先ほど申し上げました走行ルートに修正があったために、予測地点についても、26ページのとおり、１地点から３地点に見直しされましたので、その図を26ページに載せております。25ページの14行目に戻りまして、建設機械の稼働についての予測地点は、事業計画地直近の住居、つまり、250m離れたマンションを選定しています。この、予測地点の選定の考え方について事業者に確認したところ、最大着地濃度地点についても予測を行うとのことでした。大気質については特に指摘事項につながるご意見なしとしています。

続きまして、27ページ、騒音、振動、低周波音に参ります。東大阪市長からご意見がありましたので、二つに分けて記載しております。一つ目のポツ、施設の稼働に伴う騒音、振動、低周波音、並びに、車両の走行に伴う騒音及び振動について、事業者の既存施設における実測値を用いるなど、実態に即した評価に努められたい、というご意見。二つ目のポツが、特に、早朝、夜間の車両の走行に伴う騒音及び振動について、一層の環境負荷の低減を求めるもの、の二つのご意見です。

一つ目のご意見につきましては、28ページ、７行目に、事業者に確認した内容を記載しております。予測に際しまして、設備の騒音などの基礎データを収集されますが、その状況を踏まえて、既存施設における測定について検討する、とのことでした。

東大阪市長の二つ目のご意見については、29ページの1行目から3行目に、指摘事項につながるご意見としてアンダーラインを引いて記載しております。

28ページ目に戻りまして、10行目にもアンダーラインを引いております。施設の稼働に伴う騒音、振動、低周波音の予測地点は、直近の住居を選定していますが、その住居は15階建てのマンションなので、騒音及び低周波音について、高さ方向の予測も行う必要がある、というところにアンダーラインを引いています。騒音、振動、低周波音については以上です。

30ページ、悪臭については、特に指摘事項なしとなっています。

31ページ、土壌汚染について、12行目、事業計画地は、土壌汚染対策法や府条例に基づく指定区域には該当しておりません。16行目、施設の建設工事を環境影響要因として、土壌汚染を評価項目に選定しておりますが、20行目、現況調査や予測の方法が方法書に記載されていなかったため、事業者に確認したところ、既存資料調査などにより地歴調査を行い、その結果に基づいて移動による影響を予測するとのことでした。アンダーラインを引いておりますが、事業計画地は工場などが集積する地域にありますので、環境省のガイドラインに基づいて調査を適切に実施し、その結果を準備書に記載する必要がある、としております。

32ページ、人と自然との触れ合いの活動の場、33ページ、廃棄物、発生土、35ページ、地球環境については、いずれも指摘事項につながるご意見なしとしております。

以上が検討結果でして、最後に、36ページ、指摘事項を記載しております。ここは、読み上げさせていただきます。

Ⅲ、指摘事項。当審査会では、事業者から提出された方法書について、「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」に照らし、その内容を専門的かつ科学的な視点から精査した。また、環境影響評価を実施する地域を管轄する市長である東大阪市長から提出された環境の保全の見地からの意見に配慮して検討した。その結果、方法書の記載内容は対象事業に係る環境影響評価を行う方法としては概ね妥当なものと考えるが、より一層、環境の保全に配慮した事業計画となるようにという視点も加え、下記のとおり環境の保全の見地からの意見をとりまとめた。大阪府知事におかれては、これらの事項が環境影響評価準備書の作成等に反映されるよう事業者を十分指導されたい。

　記、としまして、１．騒音・振動及び低周波音（１）　本事業は、深夜・早朝を含む24時間稼働とする計画であることから、施設の稼働に伴う騒音及び低周波音、事業関連車両の走行に伴う騒音及び振動について、生活環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全対策の実施内容についてさらに検討を加え、その結果を準備書に記載すること。

（２）　予測地点に中高層集合住宅を選定していることから、騒音及び低周波音の予測を中高層階についても行うこと。

２．土壌汚染、事業計画地は工場等が集積する地域に位置していることを踏まえ、土壌汚染についての調査を「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第３版）」（環境省、平成31年３月）に基づき適切に実施し、その結果を準備書に記載すること。

　以上、長くなりましたが、検討結果案は以上です。よろしくお願いします。

【勝見会長】

ご説明ありがとうございました。ただいま事務局からご説明がありましたが、委員の皆様にご検討をいただきました内容で検討結果案をまとめていただいたところでございます。これにつきまして、全体をとおして、何かご意見・ご質問等はありますでしょうか。ある場合は挙手ボタンをお願いします。　髙橋先生、お願いいたします。

【髙橋会長代理】

　何点か確認があります。まず１点目です。説明のはじめの方で、工場が移転と言われましたが、増設ではなくて移転なのか、確認です。

【事務局（小西）】

　移転と聞いています。第２期工事、第３期工事全て済んだ後になりますが、石切工場はいずれ閉めると聞いております。

【髙橋会長代理】

　わかりました。次に、２点目の確認です。前に質問書で指摘したことですが、東大阪市長はよくわかっておられるようです。27ページ、事業所の既存施設における実測値を用いる等、実態に即したかたちで評価してほしい、これに関連して、12ページの図がありますが、この、事業者の既存施設についても騒音・振動・低周波音を測定したほうがいい、測定してください、ということになりますね。これが入っていない。これから入れるつもりなんですか。

【事務局（小西）】

工場の実態を予測に使うということに関して確認しましたところ、これから入れる設備の騒音の値などを収集していく状況の中で、必要になったら、現状の施設での測定を検討したい、と確認しました。

【髙橋会長代理】

12ページの図で、調査地点の緑の○、既存施設は粉じん、悪臭だけになっていますが、既存施設に騒音などの測定を入れるのですか。

【事務局（小西）】

入れるのではなく、入れるかどうか、測るかどうかを、データの収集過程で検討する、という回答でした。

【髙橋会長代理】

これから新しい工場に入れる施設が実際に稼働しているデータを取れるのはここしかないと思います。ここしかないのに、検討する、というのはおかしいと思います。

【事務局（金城課長補佐）】

12ページの図に書かれている測定につきましては、環境中のレベルや濃度の調査をする地点ということで、先生ご指摘の、発生源の強度についての調査については、別の取扱いとして行うということでございます。騒音の予測に必要な、発生源の強度につきましては、多くの場合、製造メーカーが測定をして、カタログ等で公表されているデータを主に活用して予測をされます。そういうデータが製造メーカーで整備されていない場合には、すでに設置され、運転されている設備で実測を行って、それを予測に用いるということでございます。今回の事業者の予測については、まずは、製造メーカーのデータが収集できないかを考えたうえで、それでも必要な、足りないデータがありましたら、今の工場での測定も検討していきたい、という答えをいただいております。

【髙橋会長代理】

おっしゃることはわかります。先日、現地調査をした際、かなりうるさかったです。新しい工場に入れる機械が、現在、稼働している機械と同じような機械なのであれば、地盤の状況は異なるでしょうが、騒音・振動を調査する際には、現に稼働している機械の近くでどういうデータになっているか、現場がどうなっているかは、第一に調査することです。まず、それをしてから、新しい機械を導入するに当たって元データがどうなっているかを検討するのは必要ですが。これが難しいことなら言わないが、現地で1日でもいいので測定すれば簡単にできることです。だから、ぜひ測定してほしい。同じような工場が移転すればどうなるか、と予測するという意味では、元データとしていいデータになるので、ぜひ測定してほしいと思います。

では、３点目です。公園の近くに住居がありました。250ｍ離れた集合住宅以外に住居は近くにないのでしょうか。

【事務局（小西）】

　13ページの地図で、公園以外の丸印それぞれが、住んでおられるところです。それらよりマンションが近い、として、マンションを直近としておられます。マンション以外の住居は、車は近くを通りますので、車の走行として調査や予測は行いますが、施設の稼働としては、マンションが直近ということです。

【髙橋会長代理】

　川を挟むことで振動の伝搬が変わるので、振動の状況は変わると思います。西側の住居は川を挟まないので、振動の伝搬は変わらないことになりますので、西側の住居でも予測をした方がいいと思います。

【事務局（金城課長補佐）】

　事務局の考え方についてご説明をさせていただきたいと思います。振動の予測についてですが、委員ご指摘のように、河川で段差がありますと、段差が障壁の役割を果たして、伝搬が変わるということが考えられると思います。一方で、通常用いられる一般的な振動の伝搬予測では、地中の障害物を考慮したような計算まではしませんので、河川がある場合の予測としては、安全側の予測が行われると考えまして、距離が最も近い中高層住宅を予測地点として選ぶことに特に問題はないのではないか、と考えた次第です。

【髙橋会長代理】

　わかりました。

【勝見会長】

髙橋先生の３点目ですが、川により振動特性が変わるということをご懸念ということであれば、川の両側で１点ずつ測定するという考え方は取れないものでしょうか。

【事務局（金城課長補佐）】

現在、騒音・振動の予測を行うとしております、河川の東側に加えまして、事業計画地の西方向に最も近い住居の位置を、現況の把握と予測の対象とすることが適当、という先生方のご意見でしたら、それを検討結果に追加する、とさせていただこうかと思います。

【勝見会長】

　髙橋先生、いかがでしょうか。

【髙橋会長代理】

　その方が安心ですので、ぜひそうしてください。

【事務局（金城課長補佐）】

　はい、承知いたしました。

【勝見会長】

　事務局で、その方向でご検討いただければと思います。藤長先生からも手が挙がっておりますのでお願いします。

【藤長委員】

　今の話ですが、西側の住居への距離は直近の集合住宅とあまり変わりませんので、その観点からも賛成です。

【勝見会長】

ありがとうございます。現地調査をした際に、住居が近い印象を持ちましたので、西側でも調査・予測をしていただくことがいいと思います。

　その他、ご意見等はございますでしょうか。若本先生、お願いします。

【若本委員】

　事前配布資料の方法書について、65ページの東大阪市第２次環境基本計画と67ページの東大阪市みどりの基本計画ですが、これらが、今年の４月１日から次の計画に移っています。方法書の提出は４月14日で、提出以前に新しい計画になっていますので、新しい計画に則ったもので進めていただきたいと思います。今回、東大阪市からみどりについてご意見があり、改めて見て気づいた次第です。

【事務局（小西）】

　これらの計画以外にも、新しくなっているものは準備書の際に新しくするよう、事業者に改めて指導しておきます。

【勝見会長】

　ありがとうございます。その他、委員の皆さま、ご意見いかがでしょうか。よろしいですか。今回、先ほど事務局からご説明がありましたが、方法書の内容に修正があったということで、右折できないところを右折しようとしていたという方法書になっていたということです。初歩的と言えば初歩的なミスで、これをもとに評価をしていくということで、制度の信頼性にも関わる重要なことかと思います。間違っていたので修正しました、という簡単なものでもないのではないか、と気になりました。あまりこういうことはしないのかもしれませんが、本日、事業者さんが傍聴しておられるということですので、この件についてご発言があればいただければと思います。

【事業者】

　株式会社タカハシの湯浅と申します。ご指摘のとおり、今回の方法書について、初歩的なミスによる、今後に大きな影響がある内容だったと認識しております。今後はこのようなことがないように、しっかり事前確認等を行い、準備書については、これらの内容を全て反映させた上で実施していきたいと思います。申し訳ありませんが、今後とも、よろしくお願いいたします。

【勝見会長】

　ありがとうございます。ただ今の事業者さんのご発言について、事務局、委員の皆さま、ご確認いただけたと思います。よろしくご了承いただきたいと思います。

　他にご意見などございますでしょうか。それでは、まとめに入らせていただきたいと思います。

　検討結果のとりまとめということで、修正が３点ございました。発生源のこと、川の両側のこと、東大阪市の計画などを最新情報にとのことだったかと思いますが、今一度事務局からご確認いただいたほうがいいと思います。お願いします。

【事務局（小西）】

　発生源の実測値を予測などに活用するということに関しては、指摘事項に反映できるように記載を加えようと思います。

　事業計画地の西側の住居近くの現況を把握して予測を行うことに関しても、加えるように考えたいと思います。

　時点が改まっているものを修正することについては、事務局から事業者に指導することとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【勝見会長】

事務局からご確認いただいたとおり、３点の加筆、一部修正ということで進めさせていただきたいと思いますが、何かご意見、ご発言ございますか。

　このような修正・加筆３点を加えさせていただくということで、今回の検討結果につきましては、修正させていただいて、修正後の検討結果を、この審査会の答申とさせていただきたいと思いますが、細かな文言につきましては、事務局と私で調整させていただいて、ご一任いただくということを含めまして、みなさまのご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お認めいただけますでしょうか。特段、反対のご発言がない、うなずいていただいている先生もいらっしゃるということで、お認めいただいた、ということにさせていただきたいと思います。

　それでは、5月17日に照会を受けました、審査会の意見につきましては、今日いただいたご意見３点を踏まえて修正して、本日付で大阪府に回答するということにさせていただきたいと思います。委員の皆さまにはご審議いただきましてどうもありがとうございました。以上で議題１を終了させていただきたいと思います。

　議題２、その他について事務局からお願いします。

【事務局（小西）】

　資料３によりまして、今後の手続きの流れをご説明します。下３分の１くらいの太枠で囲んでおります、環境影響評価審査会が本日の審査会となります。この後、一部修正させていただいて、審査会としてのご意見を回答いただいた後、大阪府知事の意見を速やかに作成して、事業者に対して申し述べる予定となります。その後、事業者の方で方法書と意見に基づいて調査・予測・評価を行って準備書を作成されます。その準備書が提出されましたら、方法書と同様に本審査会にてご審議をお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

【勝見会長】

　ありがとうございます。ただ今のご説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

予定していた議事は以上となりますが、委員の皆さまから全体を通して何かございますか。よろしいですか。

ないようですので、活発なご審議をいただきましてありがとうございました。これで議事終了として、事務局に進行をお返しいたします。

【事務局（奥田課長）】

環境保全課長の奥田と申します。勝見会長、ありがとうございました。委員の先生方には大変お忙しい中「株式会社タカハシ　カレットセンター水走工場新設事業に係る環境影響評価方法書」の検討結果についてご審議いただき、ありがとうございました。本日ご指摘いただきました点につきましては、事務局で再度整理いたしまして、詳細な文言については勝見会長と調整してまとめさせていただきたいと思います。大阪府としましては、本日審議いただきました結果をもとに、事業者に対し、方法書に対する知事意見をできるだけ速やかに発出したいと思っております。今後、準備書段階に入っていきますが、この計画がより環境に配慮したものになるよう、事業者に指導してまいりたいと思います。

また、今年度後半に向け、新たな事業がいくつか予定されています。これについても方法書の提出がなされると思います。本日は大変ありがとうございました。

【事務局（金城課長補佐）】

それでは、これをもちまして閉会といたします。長時間にわたりありがとうございました。

（午後２時30分　閉会）